



私立高校を対象とした授業料補助は2種類あり、要件を満たせばいずれも受給することができます。

### ▶就学支援金+授業料減免の受給パターン (6パターン)

	就学支援金 (助成①)	授業料減免 (助成②)	合計 (①+②)	授業料負担額
①就学支援金 (国による授業料補助)	[A] 9,900円	対象外	9,900円	27,000円
	[B] 9,900円	6,600円	16,500円	20,400円
	[C] 9,900円	23,100円	33,000円	3,900円
②授業料減免 (県による授業料補助)	[D] 33,000円	対象外	33,000円	3,900円
	[E] 33,000円	上限4,800円	36,900円	0円
	[F] 33,000円	上限9,750円	36,900円	0円

上記①・②がどの区分に該当するかを見極めることで実質的な授業料自己負担額が算出できます。

◎最新年度の保護者収入状況が分かるもの(下記のいずれか)をご用意ください<両親分>

### 就学支援金および授業料減免 受給区分判定方法

課税証明書および特別徴収税決定通知書の見方は裏面(右記)でご確認ください。

◆課税標準額および調整控除額は以下の書類で確認できます。 ※源泉徴収票では確認できません。

- 課税証明書(市町村役場、出張所で発行)
- 住民税納税通知書(自営業の場合に市町村から送付)
- 市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」(毎年6月頃に勤務先を通じて配布)

調整控除額は表記されていないため別途確認が必要

◎下記計算式にあてはめて判定基準額を算出します。(100円未満端数切捨て)

判定基準額	課税標準額	×6%	-	調整控除額	合計
保護者①	円	×6%	-	円	円
保護者②	円	×6%	-	円	円
					円

※政令指定都市に納税している場合は調整控除額に3/4を乗じた額

本校 HP (助成制度ページ) に『**就学支援金区分判定システム**』をご用意しています。  
(受給見込額および授業料額が自動算出されます)

判定基準額

【早生まれ適用の場合】…(課税標準額-33万円)×6%-調整控除額の合計額

◎判定基準額をもとに「就学支援金」「授業料減免」の対象区分を確認します。

### 【就学支援金】

年収目安	判定基準額	就学支援金支給額	
		区分	支給金額
910万円未満程度	304,200円未満	加算なし	月額9,900円 (年額118,800円)
590万円未満程度	154,500円未満	加算あり	月額33,000円 (年額396,000円)

### 【授業料減免】

年収目安	判定基準額	授業料減免支給額
		支給金額
700~850万円未満程度	275,100円未満	月額6,600円 (年額79,200円)
590~700万円未満程度	203,100円未満	月額23,100円 (年額277,200円)
350~590万円未満程度	154,500円未満	—
270~350万円未満程度	48,300円未満	月額上限4,800円 (年額57,600円)
270万円未満程度	100円未満	月額上限9,750円 (年額117,000円)

\*就学支援金区分により、別途授業料減免(月額4,800円~23,100円)が支給されます。

\*通常授業料(36,900円)から就学支援金を差し引いた金額に対して授業料減免が支給されます。

その他資格を保有している場合  
(特待生・兄弟姉妹減免・卒業生弟妹減免)

特待生・兄弟姉妹減免・卒業生弟妹減免資格を保有している場合、授業料から就学支援金および授業料減免を差し引いた金額に対して保有資格に応じて減免されます。

# 課税証明書および特別徴収税決定通知書の見方

## <課税証明書の場合>

自治体により書式(記載項目含む)が異なりますのでご注意ください

### 市民税・県民税 課税証明書

住所 ○○○○  
氏名 ○○ ○○

相当年度	令和●年度(令和●年分)		課税標準額 (課税標準総所得金額)		課税総所得金額		
所得の内訳	給与所得	(収入金額)	●●●●●	所得控除の内訳	上記以外の課税所得金額		
		所得金額	●●●●●		●●●●●		
	年金所得	(収入金額)			市民税	所得割額	●●●●●
		所得金額			均等割額	●●●●●	
					県民税	所得割額	●●●●●
					均等割額	●●●●●	
					年税額		●●●●●
					税額控除前所得割額	●●●●●	
					調整控除額	●●●●●	
					所得割調整額		
			配当割・株譲割額控除額				
			住宅控除額(移譲前)				
			寄付金控除額(移譲前)				
			所得割額(移譲前)				
合計所得金額			所得控除額合計				

扶養人数 ●人 控除対象配偶者 ● 特定扶養 ●人 老人 ●人 16歳未満 ●人

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和●年●月●日

浜松市長

●● ●●

## <特別徴収税額の決定・変更通知書の場合>

自治体により書式(記載項目含む)が異なりますのでご注意ください

### 令和●年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	課税標準額 (課税標準総所得金額)	課税標準	市民税	県民税
給与収入	●●●●●	総所得①	税額控除前所得割額④	●●●●●
給与所得		山林所得	税額控除額⑤	●●●●●
その他の所得計		分離短期譲渡	所得割額⑥	●●●●●
		分離長期譲渡	均等割額⑦	●●●●●
		株式等の譲渡	税額控除前所得割額④	●●●●●
		上場株式等の配当	税額控除額⑤	●●●●●
	先物取引	所得割額⑥	●●●●●	
		均等割額⑦	●●●●●	
雑損		特別徴収税額⑧	●●●●●	
医療費		控除不足額⑨	●●●●●	
社会保険料		既充当額⑩	●●●●●	
小規模企業共済		既納付額⑪	●●●●●	
扶養		差引納付額(⑧-⑩-⑪)	●●●●●	
生命保険料		変更前税額⑫	●●●●●	
地震保険料		増減額(⑫-⑬)	●●●●●	
所得控除合計②	●●●●●	変更月		

受給権者番号	指定番号
○○○○	
氏名	宛名番号
○○ ○○	
住所	
○○○○	

令和●年●月●日

浜松市長 ●● ●●

納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
	7月分	10月分	1月分	4月分
	8月分	11月分	2月分	5月分

問合せ先: 給与特別徴収に関すること △△△-△△△△ 課税内容に関すること △△△-△△△△

課税標準	総所得①	●●●●●
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当	
	先物取引	

課税標準額(自治体によっては課税標準総所得額と表記)は左記の箇所  
で確認できます。ただし、調整控除額は表記されていないため、別途課  
税証明書で確認する必要があります。

その他、ご不明な点がございましたら総務部までお問い合わせください。

[TEL] 053-436-5313

[mail] [hs-entrance@seirei.ac.jp](mailto:hs-entrance@seirei.ac.jp)

